

平成二十六年三月二十六日付け広島県報（号外）第二十三号に登載の広島県告示第二百十二号（平成十九年広島県告示第千二百三十八号）〔広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額〕の一部を改正する告示〕の一部を次のように訂正する。

総務局研究開発課長

ページ	行	誤	正
四一	二四から 二五	維水分、摩擦、磨耗、 裂強さ、通気度又は	織維水分、摩擦、磨耗、 破裂強さ、通気度又は